

台湾において権威主義体制から民主体制への移行にあたり、権威主義体制下で行われた権力による悲惨な人権侵害について、事実の解明、謝罪、賠償、記憶の継承などにかかわる一連の取り組みを「移行期の正義」と言う。今回の在外研究では民主化後、特に民進党の完全政権（総統および立法院共に与党）となった蔡英文政権のもとで行われた「移行期の正義」の取り組みについてさまざまな角度から研究を行った。台湾各地を訪れ、権威主義体制時代の歴史の記念物がいかに保存され、記憶の世代間継承を行っているかについて見聞した。また、白色テロにより拘束、裁判、投獄、処刑された政治犯にかかわる記録、資料を収集し、権威主義体制のもとでの法とはいかなる役割を果たしたかを検討した。

台湾への渡航直前の 2022 年 3 月下旬に『台湾同性婚法の誕生——アジア LGBTQ+ 燈台への歷程』（日本評論社）を上梓した。在外研究では台湾の同性婚法がその後、いかに運用され、残された問題が解決されていったか、法の施行が社会にいかなるインパクトを与えているかについて動向の把握に努めた。具体的には、同性婚を法認していない国の者との同性婚にかかわる裁判の傍聴や当事者や支援団体へのインタビューなどを行った。これらの成果を取りまとめ、後掲のようにいくつかの論考を発表した。また、台湾各地の大学や裁判所、NGO、シンポジウムなどで講演する機会を得た。

さらに、王泰升著『台湾法律史概論』（元照出版）の日本語訳の作業を進めた。本書は台湾法史のスタンダードな概説書であり、台湾法の理解に欠かせない重要著作であり、日本への紹介の必要性、有益性が高いものである。今年中には翻訳を完成し、日本で出版する予定である。

#### ○すでに脱稿した主な研究成果

- 1 「異性愛主義に空いた風穴——自治体パートナーシップ制度の広がり と婚姻平等への展望」女も男も 139 号（2022 年）21～26 頁
- 2 「LGBTQ+ にとっての婚姻権承認の意義——台湾における婚姻平等が日本に示唆すること」都市研究 112 号（2022 年）73～81 頁。
- 3 「台湾における婚姻平等化が意味するもの」同時代史研究 15 号（2022 年）24～31 頁。
- 4 「同性パートナー在留資格訴訟での実質勝訴判決 同性婚容認への大きな前進に」ふえみん 3337 号（2022 年 11 月 25 日）
- 5 「婚姻平等を達成した台湾の経験が示唆すること」ジェンダー法研究 9 号（2022 年）59～77 頁
- 6 「同性パートナーシップ制度で我慢すべきなのか？——「婚姻もどき」からの誘惑の罠——」over4 号（2023 年）60～71 頁
- 7 「LGBTQ+ は中国でどう生きているのか——生存空間を模索する当事者たちの姿」俞敏浩編『中国のリアル——人々は何を悩み、何を追い求めているのか』（晃洋書房、2023 年）48～68 頁
- 8 WEB 日本評論 特集／LGBTQ・性的マイノリティと法—東アジアにおける LGBT 法政策

の現状と課題「(第4回) 台湾法 ポスト同性婚時代の論点移行」(鈴木 賢) 2023 年 4 月 19 日、

[https://www.webnippy.jp/26164/?fbclid=IwAR2\\_zAKWGfzSzGDp6L5bCB00kim3wLQpUpOLCKC UWtpnTaS2pkwCRVeKPM8](https://www.webnippy.jp/26164/?fbclid=IwAR2_zAKWGfzSzGDp6L5bCB00kim3wLQpUpOLCKC UWtpnTaS2pkwCRVeKPM8)

9 「解説」『台湾の少年』第4巻(岩波書店、2023 年)

10 「多様な性に立ちはだかる国境の壁——台湾の事例から」社会学評論 294 号(2023 年)掲載予定(脱稿済み)

○在外研究中に行った講演、口頭報告など

1 2022 年 4 月 6 日(水) 20:00～ オンライン

Faculty of Law, the University of Hong Kong Equality Rights Program(平權在線) オンラインシンポジウム「東亞文化傳統與邊緣人群權利」、報告「日本有關性/別少數權利的社會爭議和倡議經驗」

2 2022 年 5 月 25 日(水) 午前 9 時 40 分～ 対面&オンライン

2022 年全球合作訓練架構(GCTF)「終止性別暴力国際研討会」(Conference on Ending Gender-based Violence)、報告「日本對 LGBTQI+ 的暴力與歧視所採取的法律措施 進展及挑戰」

3 2022 年 6 月 22 日(水) 13:00～15:00 対面&オンライン、台北大学法律学院比較法研究中心主催、講演会「日本何時能婚姻平權？」

4 2022 年 6 月 24 日(金) 19:30～21:00 対面&オンライン、台湾伴侶權益推動連盟主催「不純粹法学」、台北市心身障礙服務中心、講演会「台日婚姻平權進展——解析日本大阪、札幌同婚訴訟案判決」

5 2022 年 7 月 6 日(水) 20:00～21:30 国立虎尾科技大学通識教育中心主催 オンラインワークショップ「想欲彈調——司法院大法官會議解釋 748 號和台日同婚法制」

6 2022 年 8 月 26 日(金) 19:30—21:00 アムネスティ日本・明治大学現代中国研究所主催、講演会「東アジアの人権と法——中国、香港、台湾、そして日本」(明治大学グローバルホール オンライン開催)

7 2022 年 9 月 14 日(水) 13:40—15:30 輔仁大学法律学院主催、対面、講演会「日本法對同性伴侶的法律保障——以分析幾件訴訟案件為線索」

8 2022 年 10 月 2 日(日) 13:00～15:00 第 126 回外国(身分關係)法制研究会 オンライン、報告「台湾同性婚法に残された課題と訴訟による解決」

9 2022 年 10 月 19 日(水) 17:30～19:20 琉球大学法科大学院特別講演 オンライン、報告「台湾同性婚法と残された課題の訴訟による解決」

10 2022 年 11 月 11 日(金) 9:30～12:00 四国弁護士連合会シンポジウム(JR ホテルクレメント高松) 対面開催、「性的マイノリティが抱える人権課題～同性婚の実現に向けて～」パネラー

- 11 2022 年 11 月 19 日（土）13 時半～15 時半 東京 1 区市民連合 第 5 回憲法フォーラム、オンライン、講演「憲法と『性』をめぐる政治」
- 12 2022 年 12 月 7 日（水）14 時 10 分～16 時、中正大学法学院大法庭、講演「有關婚姻平權的憲法解釋——司法邏輯的台日比較」
- 13 2022 年 12 月 9 日（金）14 時～16 時 50 分、令和 4 年度（2022 年度）法務省人権啓発活動地方委託事業「人権教育指導者研修会」北海道立生涯学習推進センター主催、オンライン、パネルディスカッション「共生社会の実現に向けて～性的マイノリティについて考える～」パネラー
- 14 2022 年 12 月 13 日（火）13 時 10 分～15 時、静宜大学法律系実習法廷、講演「解讀婚姻平權的司法邏——從台日比較的視角」
- 15 2023 年 1 月 7 日（土）13 時半～17 時半、日本学術会議シンポジウム「婚姻平等の射程」報告、オンライン講演「比較法から—台湾法を手がかりに」
- 16 2023 年 2 月 17 日（金）14 時～17 時、高雄少年家庭法院、講演「透過訴訟逐步推進的婚姻平權之路——日本法對同性伴侶的法律保障」
- 17 2023 年 2 月 22 日（水）12:20-14:20 台湾大学法律学院霖澤館 7 階第 1 會議室、台湾大学法律学院公法研究センター主催比較憲法論壇、講演「婚姻平權的司法邏輯——從台日比較的視角」
- 18 2023 年 2 月 28 日（火）14:00—16:00 台湾大学法律学院、台湾法律史学会シンポジウム、報告「兩個威權主義底下的法律：對照台灣與中國的歷史脈絡」
- 19 2023 年 3 月 2 日（木）13:20-15:10 清華大学科技法律研究所台積館 905 室、講演「婚姻平權的司法邏輯—從對台日司法的比較視角」

#### ○今後の展望

「移行期の正義」については台湾で権威主義体制の下での法がいかなる様相を呈していたかについて、論文にまとめる予定である。これは現在、権威主義体制下にある中国の法についてその性格を捉える上で、重要な視点を提供してくれるものと期待している。華人社会が経験したふたつの権威主義法の比較という視角から、中国法と台法法の対比を継続する。

同性婚法のゆくえ、変容、施行状況、法体系全体への影響、社会へのインパクトなどについては、引き続き観察を続ける。成果は逐次、論文を執筆するとともに、各地での講演などを継続していく。帰国後、拙著『台湾同性婚法の誕生』が、家族法学の領域で第 35 回尾中郁夫家族法学会賞を、地域研究の領域では第 1 回日本台湾学会学術賞を受賞した。こうした学会からの高い評価を踏まえて、秋には科研費の新たなプロジェクトを申請する準備を進めている。各国において同性間の婚姻を承認する法が、その他の分野の法にいかなる影響を与えているか、いかなる社会的影響を及ぼしているかを比較研究するものである。すなわち、同性婚はその国の法と社会をどう変えるのかに関する比較法研究を始めることを予定する。

さらに、『台湾法律史概論』の翻訳作業については、できるだけ早めに翻訳を完了し、1年以内には出版を目指したい。

#### ○教育、国際交流への効果

在外研究で得られた成果を講義にも反映させるべく、台湾法の比重を高めることにした。今学期からは「中国法1」14コマのうち、2コマを台湾法にあてた。また、外書講読では台湾華語に関する内容を増やしている。大学院では日本、台湾の婚姻平等にかかわる判例などを取り上げている。

丸丸1年間、外国で在外研究を行ったのははじめてであり、ゆったりした時間のなかでじっくりと研究することができた。研究者として何もののにも代えがたい貴重な時間を与えてくれた明治大学には感謝に堪えない。この1年台湾で学んだものを、明治大学での残された研究、教育のさらなるバージョンアップのために活かしていきたい。

また、コロナ禍がまだ収まらないなかで、特別に客員教授として在留資格を与えてくれた本学の協定校である国立台湾大学法律学院にも、深く感謝している。台湾大学での長期滞在はこれで1999年（半年）、2010年（半年）についで3回目になったが、今回がもっとも腰を落ち着けて研究に打ち込むことができた。受け入れ教員となってくれた黄詩淳教授をはじめ各位のご厚意を忘れることはできない。台湾大学法律学院とは毎年の院生交流会が続いている。今後もこの枠組みを大切に、両大学の交流に微力を尽くしたい。また、今回、台北大学法学院との交流開始にもかかわることができたので、今後は台北大学との交流にも尽力したい。